

30医務第1854号  
平成31年2月6日

愛知県在宅療養支援診療所連絡会  
代表 野田正治様

愛知県健康福祉部保健医療局医務課長  
( 公 印 省 略 )

本年4月27日から5月6日までの10連休における医療提供体制の確保  
に関する対応について（通知）

このことについて、平成31年1月15日付け医政発0115第1号、薬生発0115第2号及び障発0115第1号にて厚生労働省医政局長、医薬・生活衛生局長及び社会・援護局障害健康福祉部長の連名により別添のとおり通知（以下「連名通知」という。）がありました。

この通知は、昨年12月14日に公布・施行された天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）に係る国会の附帯決議を踏まえ、10連休における医療提供体制の確保に万全を期すよう、通知されたものです。

在宅医療については、連名通知の項目5において、自施設が休診する場合の他の医療機関の確保に加え、在宅患者に対して、自施設や休診時の対応先である医療機関、人工呼吸器等の取扱事業者の連絡先の周知が求められています。

つきましては、貴連絡会会員に御周知いただくとともに、10連休中においても在宅患者が必要な医療やケアが受けられる医療提供体制の確保をお願いいたします。

担 当 医務グループ  
電 話 052-954-6274 (ダイヤル)  
FAX 052-954-6918